

令和6年度 村山市立袖崎小学校 いじめ防止基本方針（概要）

1 本校のいじめ問題に対する基本姿勢

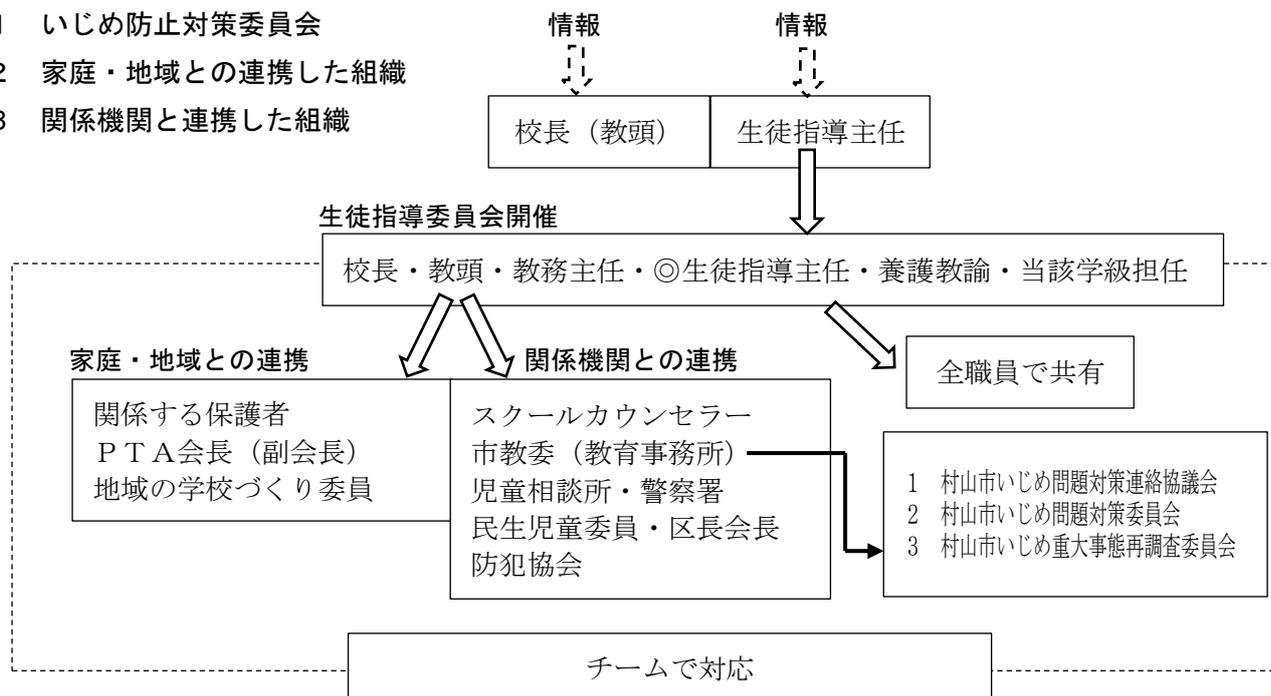
- (1) いじめについて、教師と児童が具体的な認識を共有する。
 - ・いじめられている児童にも問題があるという見方をせず、児童の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。
 - ・「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ
- (2) いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。
- (3) 学校と家庭が協力して、いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (4) 温かい人間関係を築き、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (5) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (6) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携する。
- (7) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- (8) いじめにより児童の生命・心身や財産等に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等、事実関係の確定を待たずに、疑いが生じた段階で重大事態として調査を開始する。

2 「いじめ」の定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に **A** 在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う **B** 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の **C** 対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」◇いじめ防止対策推進法2条より

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

- 1 いじめ防止対策委員会
- 2 家庭・地域との連携した組織
- 3 関係機関と連携した組織



4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 学級経営の充実
- (2) 授業の充実
- (3) 道徳教育の充実
- (4) 教育相談体制の整備
- (5) 縦割り班活動の充実
- (6) インターネットや情報端末機等を通じて行われているいじめに対する対策
- (7) 学校相互間の連携協力体制の整備
- (8) 家庭や地域との連携

5 いじめ早期発見のための取組

- (1) 日常観察
- (2) 「心のアンケート」「いじめアンケート」等の実施
- (3) 保護者や地域、関係機関との連携

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

7 いじめの解消

**解消と言える
2つの条件
(文科省)**

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者への心理的・物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月間止んでいる。
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童本人と保護者に面談等により確認する。